

新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者について

～家庭内でご注意いただきたいこと～

○ 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」とは

- 患者の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)に接触した方のうち、同居や接触(遮るものがない状態で、1メートル以内でマスクをせずに15分以上会話をした場合を目安)があった方は、濃厚接触者となります。

○ 「濃厚接触者」の方の 外出自粛と健康観察

- 検査の結果が陰性であっても、新型コロナウイルスの潜伏期間は発症する可能性があり、無症状のまま人に感染させる恐れがあるため、陽性患者と最終接触翌日から10日間(※)は外出自粛と健康観察をお願いします。(健康観察終了時の証明書の発行はありません)
※ 地域における社会機能の維持のために必要な事業に従事する場合は、10日を待たずに従事することが可能な場合がありますので、職場等にお問い合わせ下さい。
- 健康観察期間中に発熱や咳等の症状が出て医療機関への受診が必要な場合は、まず保健所に連絡ください。受診可能な医療機関をご案内します。(健康観察期間中は一般医療機関の受診はお控えください。)

○ 自宅での過ごし方

- 家族と同じ家で過ごしても構いませんが、健康観察期間の間は、他の家族と同じ部屋で過ごす時間をできる限り短くしてください。
 - マスクの着用、咳エチケットや手洗いの徹底をしてください。
 - 同居の家族も、マスクの着用と手洗いをお願いします。
 - 同じ部屋にいる場合は、できるだけ離れて過ごすようにしてください。
 - トイレやお風呂など、共有する場所を使った後は、家族全員がきちんと手洗いをしてください。また、タオルは共有せず、各自のものを使いましょう。
- ※「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚労省)を参照ください

○ 消毒や掃除、洗濯等について

- 利用する部屋以外の共有スペースも、一日に何度か窓を開けて換気をしてください。
- 手で触れる共用部分(ドアの取っ手、蛇口など)は、消毒液や薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きをしましょう。
- 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。
- 洗濯物は家族の分をまとめて、洗濯用洗剤で洗って構いません。
- ただし、下痢や嘔吐の症状があり、汚れた衣服やリネンを取り扱う際は、別に洗って完全に乾燥させてください。

○ 外出について

- 健康観察期間の間は、感染拡大防止のため外出を避けるようにお願いします。
- 同居の家族の方も、熱を測るなど健康観察をしていただき、不要不急の外出を避けていただくようお願いします。症状がある場合は、外出を控えてください。

【問合せ先】 下関保健所(8:30～17:15)

保健医療政策課:083-231-1530 健康観察専用電話:083-242-0145